

交野市選択型通所サービスの人員、設備及び運営に関する基準を定める要領

第1章 総 則

(趣旨)

第1条 この要領は、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）第140条の63の6第2号の規定に基づき、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の45第1項第1号に規定する第1号事業（以下「第1号事業」という。）のうち省令第140条の63の2第1項第3号イに規定する旧介護予防通所介護にかかる基準を緩和した事業者によって実施されるサービス（以下「選択型通所サービス」という。）にかかる人員、設備及び運営に関する基準等を定めるものとする。

(定義)

第2条 この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 介護予防型通所サービス

法第115条の45第1項第1号ロに規定する第1号通所事業のうち省令第140条の63の2第1項第1号イに規定する旧介護予防通所介護に相当するものをいう。

(2) 介護予防型通所サービス指定事業者

市が指定した介護予防型通所サービスを提供する事業者をいう。

(3) 選択型通所サービス指定事業者

市が指定した選択型通所サービスを提供する事業者をいう。

(4) 利用料

法第115条の45の3第1項の第1号事業支給費の支給の対象となる費用に係る対価をいう。

(5) 選択型通所サービス基準額

利用料の算定について、別に定める選択型通所サービス基準の例により算定した費用額（当該費用が現に当該事業のサービスに要した費用の額を超えるときは、当該事業のサービスに要した費用の額とする。）

(6) 法定代理受領サービス

法第115条の45の3第3項の規定により第1号事業支給費が利用者に代わり法第115条の45の3第1項の指定事業者（以下「指定事業者」という。）に支払われる場合の当該第1号事業支給費に係るサービスをいう。

(7) 介護予防支援事業者等

法第8条の2第16項に規定する介護予防支援事業を行う者及び法第115条の45第1項第1号ニに規定する第1号介護予防支援事業を行う者をいう。

(8) 要支援認定等

法第32条第1項に定める要支援認定及び省令第140条の62の4第2号の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準に該当することの判定をいう。

(一般原則)

第3条 選択型通所サービス指定事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。

2 選択型通所サービス指定事業者は、事業を運営するに当たっては、地域との結び付きを重視し、市、他の介護予防サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。

第2章 選択型通所サービス

第1節 基本方針

(基本方針)

第4条 選択型通所サービスの事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、「元気アップ体操」を初めとする機能訓練等を行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

(従業者の員数)

第5条 選択型通所サービス指定事業者が、選択型通所サービスを行う事業所（以下「事業所」という。）ごとに置くべき介護職員の員数は、選択型通所サービスの単位ごとに、当該選択型通所サービスを提供している時間帯に介護職員が勤務している時間数の合計数を当該選択型通所サービスを提供している時間数で除して得た数が利用者の数が15人までの場合にあつては1人以上、15人を超える場合にあつては1人以上の必要数とする。

2 選択型通所サービス指定事業者は、選択型通所サービスの単位ごとに、前項の介護職員を常時1人以上当該選択型通所サービスに従事させなければならない。

(管理者)

第6条 選択型通所サービス指定事業者は、事業所ごとに、専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、事業所の管理に支障がない場合は、当該事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内の他の事業所、施設等の職務に従事することができる。

第3節 設備に関する基準

(設備及び備品等)

第7条 事業所には、当該選択型通所サービスを提供するために必要なスペース（以下「サービス提供スペース」という。）を有するほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに選択型通所サービスの提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

- 2 サービス提供スペースは、必要な広さを有するものとし、3平方メートルに選択型通所サービスの利用定員を乗じて得た面積以上とすること。
- 3 第1項の設備は、専ら選択型通所サービスの事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する選択型通所サービスの提供に支障がない場合は、この限りでない。
- 4 前項ただし書の場合（選択型通所サービス指定事業者が第1項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に選択型通所サービス以外のサービスを提供する場合に限る。）には、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に市に届け出るものとする。

第4節 運営に関する基準

（内容及び手続の説明及び同意）

第8条 選択型通所サービス指定事業者は、選択型通所サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第20条の運営規程の概要、選択型通所サービス従業者等の勤務の体制その他の利用申込者の選択型通所サービスの選択に資すると認められる重要事項を記載した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

- 2 選択型通所サービス指定事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第4項に定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記載すべき重要事項を電子情報処理組織（送信者の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と、受信者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この項目において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、選択型通所サービス指定事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

（1）電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 送信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて情報の提供を受ける者の閲覧に供し、当該情報の提供を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに情報を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、選択型通所サービス指定事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

（2）磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報の内容を記録したものを交付する方法

- 3 前項に掲げる方法は、ファイルへの記録を出力することにより文書を作成することができるものでなければならない。

4 第2項第1号の「電子情報処理組織」とは、選択型通所サービス指定事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

5 選択型通所サービス指定事業者は、第2項の規定により第1項の重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第2項各号に規定する方法のうち選択型通所サービス指定事業者が使用するもの

(2) ファイルへの記録の方式

6 前項の規定による承諾を得た選択型通所サービス指定事業者は、当該利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者又はその家族に対し、第1項の重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者又はその家族が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(サービス提供困難時の対応)

第9条 選択型通所サービス指定事業者は、その事業所の通常の事業の実施地域（当該事業所が通常時に選択型通所サービスを提供する地域をいう。以下この章において同じ。）等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な選択型通所サービスを提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る介護予防支援事業者等への連絡、適当な他の選択型通所サービス指定事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

(受給資格等の確認)

第10条 選択型通所サービス指定事業者は、利用者から選択型通所サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証、負担割合証によって、被保険者資格、要支援認定等の有無及び要支援認定等の有効期間、負担割合を確かめるものとする。

2 選択型通所サービス指定事業者は、前項の被保険者証に法第115条の3第2項に規定する認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、選択型通所サービスを提供するよう努めなければならない。

(要支援認定等の申請に係る援助)

第11条 選択型通所サービス指定事業者は、選択型通所サービスの提供の開始に際し、要支援認定等を受けていない利用申込者については、要支援認定等の申請が既に行われているかどうかを確認し、当該申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて、速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

2 選択型通所サービス指定事業者は、介護予防支援（これに相当するサービスを含む。）が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要支援認定等の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要支援認定等の有効期間の満了日の30日前にはなされるよう、必要な援助を行わなければならない。

(心身の状況等の把握)

第12条 選択型通所サービス指定事業者は、選択型通所サービスの提供に当たっては、利用者に係る介護予防支援事業者等が開催するサービス担当者会議（指定介護予防支援

等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のために効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第37号。以下「指定介護予防支援等基準」という。）第30条第9号に規定するサービス担当者会議をいう。以下同じ。）等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

（介護予防支援事業者等との連携）

第13条 選択型通所サービス指定事業者は、選択型通所サービスの提供に当たっては、介護予防支援事業者等その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

2 選択型通所サービス指定事業者は、選択型通所サービスの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る介護予防支援事業者等に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

（介護予防サービス・支援計画書に沿ったサービスの提供）

第14条 選択型通所サービス指定事業者は、介護予防サービス・支援計画書が作成されている場合は、当該計画に沿った選択型通所サービスを提供しなければならない。

（介護予防サービス・支援計画書の変更の援助）

第15条 選択型通所サービス指定事業者は、利用者が介護予防サービス・支援計画書の変更を希望する場合は、当該利用者に係る介護予防支援事業者等への連絡その他の必要な援助を行わなければならない。

（サービスの提供の記録）

第16条 選択型通所サービス指定事業者は、選択型通所サービスを提供した際には、当該選択型通所サービスの提供日及び内容、当該選択型通所サービスについて法第115条の45の3第3項の規定により利用者に代わって支払を受ける第1号事業支給費の額その他必要な事項を利用者の介護予防サービス・支援計画書又はこれに準ずる書面に記載しなければならない。

2 選択型通所サービス指定事業者は、選択型通所サービスを提供した際には、提供した具体的な選択型通所サービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならない。

（利用料等の受領）

第17条 選択型通所サービス指定事業者は、法定代理受領サービスに該当する選択型通所サービスを提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該選択型通所サービスに係る選択型通所サービス基準額から当該選択型通所サービス指定事業者を支払われる第1号事業支給費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 選択型通所サービス指定事業者は、法定代理受領サービスに該当しない選択型通所サービスを提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、選択型通所サービスに係る選択型通所サービス基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 選択型通所サービス指定事業者は、前2項に規定する支払を受ける額のほか、次に掲

げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。

- (1) 利用者の選定により通常の事業の実施地域（当該事業所が通常時に選択型通所サービスを提供する地域をいう。以下この章において同じ。）以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用
- (2) 食事の提供に要する費用
- (3) おむつ代
- (4) 前3号に掲げるもののほか、選択型通所サービスの提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの

4 選択型通所サービス指定事業者は、第3項の費用の額に係る選択型通所サービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該選択型通所サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(サービス提供証明書の交付)

第18条 選択型通所サービス指定事業者は、法定代理受領サービスに該当しない選択型通所サービスに係る利用料の支払を受けた場合は、その提供した選択型通所サービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。

(利用者に関する市町村への通知)

第19条 選択型通所サービス指定事業者は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市に通知しなければならない。

- (1) 正当な理由なしに選択型通所サービスの利用に関する指示に従わないことにより、要支援状態等の程度を増進させたと認められるとき又は要介護状態になったと認められるとき。
- (2) 偽りその他不正な行為によって選択型通所サービスの提供を受け、又は受けようとしたとき。

(緊急時等の対応)

第20条 従業者は、選択型通所サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(管理者の責務)

第21条 事業所の管理者は、当該事業所の従業者及び業務の管理を一元的に行わなければならない。

2 事業所の管理者は、当該事業所の従業者にこの節の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

(運営規程)

第22条 選択型通所サービス指定事業者は、事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項を記載した運営規程を定めておかななければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間

- (4) 選択型通所サービスの利用定員
- (5) 選択型通所サービスの内容及び利用料その他の費用の額
- (6) 通常の事業の実施地域
- (7) サービス利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 前各号に掲げるもののほか、事業の運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

第23条 選択型通所サービス指定事業者は、利用者に対し適切な選択型通所サービスを提供できるよう、事業所ごとに従業者等の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 選択型通所サービス指定事業者は、事業所ごとに、当該事業所の従業者等によって選択型通所サービスを提供しなければならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 選択型通所サービス指定事業者は、従業者等に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(定員の遵守)

第24条 選択型通所サービス指定事業者は、利用定員を超えて選択型通所サービスの提供を行ってはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(非常災害対策)

第25条 選択型通所サービス指定事業者は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

(衛生管理等)

第26条 選択型通所サービス指定事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 選択型通所サービス指定事業者は、当該事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(掲示)

第27条 選択型通所サービス指定事業者は、事業所の見やすい場所に、第20条の運営規程の概要、従業者等の勤務の体制その他の利用申込者の選択型通所サービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

(秘密保持等)

第28条 事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 選択型通所サービス指定事業者は、当該事業所の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

3 選択型通所サービス指定事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報

報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならない。

(広告)

第29条 選択型通所サービス指定事業者は、事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものであってはならない。

(介護予防支援事業者等に対する利益供与の禁止)

第30条 選択型通所サービス指定事業者は、介護予防支援事業者等又はその従業者に対し、利用者に対して特定の指定事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

(苦情処理)

第31条 選択型通所サービス指定事業者は、提供した選択型通所サービスに係る利用者からの苦情及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、これらの苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 選択型通所サービス指定事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 選択型通所サービス指定事業者は、提供した選択型通所サービスに関し、法第115条の7第1項及び法第115条の45の7第1項の規定により市が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め若しくは依頼又は当該市の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

4 選択型通所サービス指定事業者は、市からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市に報告しなければならない。

5 選択型通所サービス指定事業者は、提供した選択型通所サービスに係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第45条第5項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。）が行う法第176条第1項第3号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

6 選択型通所サービス指定事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。

(地域との連携)

第32条 選択型通所サービス指定事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した選択型通所サービスに関する利用者又はその家族からの苦情に関して市等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

(事故発生時の対応)

第33条 選択型通所サービス指定事業者は、利用者に対する選択型通所サービスの提供により事故が発生した場合は、市、当該利用者の家族、当該利用者に係る介護予防支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

- 2 選択型通所サービス指定事業者は、前項の事故の状況及び講じた措置を記録しなければならない。
- 3 選択型通所サービス指定事業者は、利用者に対する選択型通所サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。
- 4 選択型通所サービス指定事業者は、第7第4項の選択型通所サービス以外のサービスの提供により事故が発生した場合は、第1項及び第2項の規定に準じた必要な措置を講じなければならない。

(会計等の区分)

第34条 選択型通所サービス指定事業者は、事業所ごとに、経理を区分するとともに、選択型通所サービスの事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならない。

(記録等の整備)

第35条 選択型通所サービス指定事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。

- 2 選択型通所サービス指定事業者は、利用者に対する選択型通所サービスの提供に関する次に掲げる記録等を整備し、当該記録等に係る選択型通所サービスを提供した日から5年間保存しなければならない。

(1) 第37条第1項第2号の選択型通所サービス実施計画

(2) 第16条第2項に規定する提供した具体的な選択型通所サービスの内容等の記録

(3) 第19条に規定する市への通知に係る記録

(4) 第31条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(5) 第33条第2項に規定する事故の状況及び講じた措置の記録

第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

(選択型通所サービスの基本取扱方針)

第36条 選択型通所サービスは、利用者の介護予防に資するよう、「機能訓練（元気アップ体操若しくは類似の体操等又はレクリエーションを含む）」を必ず実施するとともに、必要に応じて、送迎、入浴及び食事提供等のサービスを選択できるよう計画的に行われなければならない。

- 2 選択型通所サービス指定事業者は、自らその提供する選択型通所サービスの質の評価を行うとともに、主治の医師又は歯科医師とも連携を図りつつ、常にその改善を図らなければならない。
- 3 選択型通所サービス指定事業者は、選択型通所サービスの提供に当たり、単に利用者の運動の機能の向上、栄養状態の改善、口腔機能の向上等の特定の心身機能に着目した改善等を目的とするものではなく、当該心身機能の改善等を通じて、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識して選択型通所サービスの提供に当たらなければならない。
- 4 選択型通所サービス指定事業者は、利用者がその有する能力を最大限に活用することができるような方法による選択型通所サービスの提供に努めなければならない。

- 5 選択型通所サービス指定事業者は、選択型通所サービスの提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めなければならない。

(選択型通所サービスの具体的取扱方針)

第37条 選択型通所サービスの方針は、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 選択型通所サービスの提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達、サービス担当者会議を通じた情報収集等の適切な方法により、利用者の心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うこと。
- (2) 事業所の管理者は、前号の日常生活全般の状況及び利用者の希望を踏まえて、選択型通所サービスの目標、当該目標を達成するための具体的な選択型通所サービスの内容、選択型通所サービスの提供を行う期間等について定めた選択型通所サービス実施計画（以下「実施計画」という。）を作成すること。
- (3) 事業所の管理者は、既に介護予防サービス・支援計画書が作成されている場合は、当該介護予防サービス・支援計画書の内容に沿って実施計画を作成しなければならない。
- (4) 事業所の管理者は、実施計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。
- (5) 事業所の管理者は、プログラム実施計画を作成した際には、当該プログラム実施計画を利用者に交付しなければならない。
- (6) 選択型通所サービスの提供に当たっては、実施計画に基づき、利用者が日常生活を営むことができるよう必要な支援を行うこと。
- (7) 選択型通所サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、選択型通所サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うこと。
- (8) 選択型通所サービスの提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもって、これを行うこと。
- (9) 事業所の管理者は、実施計画に基づく選択型通所サービスの提供の開始時から、少なくとも1月に1回は、当該実施計画に係る利用者の状態、当該利用者に対する選択型通所サービスの提供状況等について、当該選択型通所サービスの提供に係る介護予防サービス・支援計画書を作成した介護予防支援事業者に報告するとともに、実施計画に記載した選択型通所サービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも1回は、当該実施計画の実施状況の把握（以下この項目において「モニタリング」という。）を行うこと。
- (10) 事業所の管理者は、モニタリングの結果を記録し、当該記録を選択型通所サービスの提供に係る介護予防サービス・支援計画書を作成した介護予防支援事業者に報告しなければならないこと。
- (11) 事業所の管理者は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて実施計画の変更を行うものとする。

- 2 前項第1号から第10号までの規定は、同項第11号に規定する実施計画の変更につ

いて準用する。

(選択型通所サービスの提供に当たっての留意点)

第38条 選択型通所サービスの提供に当たっては、介護予防の効果を最大限に高める観点から、次に掲げる事項に留意しながら行わなければならない。

- (1) 選択型通所サービス指定事業者は、選択型通所サービスの提供に当たり、アセスメントにおいて把握された課題、選択型通所サービスの提供による当該課題に係る改善状況等を踏まえつつ、効率的かつ柔軟な選択型通所サービスの提供に努めること。
- (2) 選択型通所サービス指定事業者は、実施計画に沿って運動機能向上、口腔機能向上又は認知症予防等のサービスを提供すること。
- (3) 選択型通所サービス指定事業者は、選択型通所サービスの提供に当たり、利用者が虚弱な高齢者であることに十分に配慮し、利用者に危険が伴うような強い負荷を伴う選択型通所サービスの提供は行わないとともに、次条に規定する安全管理体制等の確保を図ること等を通じて、利用者の安全面に最大限の配慮をすること。

(安全管理体制等の確保)

第39条 選択型通所サービス指定事業者は、選択型通所サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変等が生じた場合に備え、緊急時マニュアル等を作成し、その事業所内の従業者に周知徹底を図るとともに、速やかに主治の医師への連絡を行えるよう緊急時の連絡方法をあらかじめ定めておかななければならない。

- 2 選択型通所サービス指定事業者は、選択型通所サービスの提供に当たり、転倒等を防止するための環境整備に努めなければならない。
- 3 選択型通所サービス指定事業者は、選択型通所サービスの提供に当たり、事前に脈拍や血圧等を測定する等利用者の当日の体調を確認するとともに、無理のない適度な選択型通所サービスの内容とするよう努めなければならない。
- 4 選択型通所サービス指定事業者は、選択型通所サービスの提供を行っているときにおいても、利用者の体調の変化に常に気を配り、病状の急変等が生じた場合その他必要な場合には、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成29年4月1日から施行する。ただし、この要領の施行について必要な手続きは、要領の施行日前においても行うことができる。